

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、山形県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、乙及び丙（以下「乙等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙等に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供（以下「棺及び葬祭用品等」という。）
 - (2) 遺体の搬送
 - (3) その他、甲の要請により乙等が応じられる事項
- 2 前項第1号に規定する棺及び葬祭用品については、別に定める。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による甲から乙等に対する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。
- 4 第1項の規定による甲から乙等への要請文書は、別に定める。

（要請に対する措置）

- 第4条 乙等は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を講ずるとともに、応諾の可否を速やかに甲に通知するものとする。
- 2 甲は、乙等から前項の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙等は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 調達した棺及び葬祭用品は、甲が指定する引渡し場所まで乙等が搬送するものとする。

(引渡し)

第6条 甲は、前条第2項の引渡し場所に職員を派遣し、棺及び葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させることができるものとする。

(燃料確保の支援)

第7条 甲は、この協定に基づき実施する業務の用に供する乙等の車両に係る燃料の確保を支援するものとする。

(報告)

第8条 乙等は、甲からの要請により第2条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定に基づく棺及び葬祭用品の確保が円滑に行われるよう、必要と認めたときは、乙等に対し、棺及び葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めができるものとする。

(費用の負担)

第9条 乙等がこの協定に基づき実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲と乙等が協議して定めるものとする。ただし、前項の規定により甲が負担する棺及び葬祭用品等の費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月山形県規則第4号）に規定する埋葬の費用を限度とする。

(守秘義務)

第10条 乙等は、この協定による業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、別に定める。

(被災した他の都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対する応援を行うため、乙に第2条第1項各号に掲げる業務の協力要請を行った場合は、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

(効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄



乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3
山形県葬祭業協同組合
理事長 青柳 春美



丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井昭

